

# 貞丈雜記

神佛緒結凶事  
雜事書籍

十六  
正

和書門	二〇七八一	函號	一六八〇	架冊	一六
-----	-------	----	------	----	----

和書	二〇七八一	架冊	一六	函號	一七
----	-------	----	----	----	----

内閣文庫	
番號	和 20781
冊數	16 ( 16 )
函號	153 278



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり



新記 十六

神佛教の部  
緒巻の部  
凶事し部  
雑文し部  
書籍し部

花廼家文庫

淺草文庫

雜記牙十六

神佛類考身平又記

神佛類考

一 反閉反閉ノ事と云ハ神物の時すも反也陰陽師の言之三足の  
 足んといか足足ニの反閉九足の反閉ありと云何陰陽師は  
 易の言の九足の反閉の事ハ旗纒居しと云何  
 一 かくて抑と云ハ是も陰陽師ハ祈禱を彩む時陰陽師の  
 方より紙よて人形を作て送るを云て身をあて陰陽  
 師の方へ送れハ人形を以て祈禱する事有相傳は  
 川へ流るゝ源氏物語やとり木の巻よ  
 又一人の言を云るありハ身よてて悉く神の心で抑  
 めせんと言物ありと云るハ人形の事又少神の事

てて物と云ふのも有是も祈禱の時足るれば少神を  
人形の代りよあて物と云ふも常の少神をあて物と云  
ふべくは常の少神の異なる名に於てはあやまり  
志よのめい格を云と云ふも皆書出さるるあり志よのめい  
流銘と云くは東山元大匠海良公ナリ二条兼良公の名目抄よ云毎年延生日  
維那傍持兼祈禱流銘銘仍書姓名遣之云流とハ  
祈禱の意を去らる書付之銘とハ云書付よ  
願きの姓名を書て老久を云  
くらん志とハ巻教と書之是も祈禱の礼之を云ハ  
奉轉讀大般若六百卷又奉誦千卷陀羅尼又ハ中臣  
兼一平彦あるといふよみたる經文あを教を書く友巻教  
と云く梅のまじり又ハ柳の枝あるとよ付しを止する物

卷教  
一又末  
二記久

神形は修るを能くは法武ある物よ云ハ法武ハある  
本朝文稱十三大江臣初北陸天祐之信所幣系後之物祭文同録二曰所幣上紙  
了之將軍家あては法武を將軍家大名あては  
神形を献せらる也神形を献せらるのあてぬ人ハ神  
馬の代りよ神形の形を修り書て納之是を修馬  
と云く是畧義よである所定りたる法武と云くは  
又神馬は姓名あし書付るありあてる修りよも書付  
るありあるは神形は四を付る志と云くは  
ひね髪尾のあまおのひけ之所よ志を法く  
凡そ記よんて修りよも神を志くへき  
後よハ神形の形を修りて名獸人形を介修  
の物を志くはあやまり也

一 九字と云く 臨兵闘者皆陣列在前 唱あが

奉記  
卷三十九  
お筆上  
の筆  
されは比  
具佛具社  
の僧向扇  
老扇のて  
阿保秋山  
阿保名軍  
と云書せ  
ぬ人の  
云く吃を  
又ハいた  
平記の  
の代り三人形  
あてを  
志くは  
一あり

此はある形を空申すも去りて是を九字ラ切ルも一字  
 一は平相あり九字を切時すも叙平と云字をむを  
 ひく九字を切ると是皆真言宗の智と云ふも云宗  
 の出方より傳をまけされ用はたすとも云は九字  
 本ハ道家の法道家とハ仙術として仙人の方を叙ふ者  
 也初禱をすもする也道家の書は抱朴子と云云  
 ありそ去も九字あり臨兵闘者皆陣列前行ト有り  
 是を去言宗は能り用るゆへ一武家も九字ラ用る  
 事もある也祀と云云陰陽原道家の方也  
 一十字ト云も道家の法成へしの中は指の先もて  
 文字を去て抱てゆけハ已りつひを降すさいひと云

天 大名位ノ人ニ  
向フ時ハ字ヲ去ク 龍 海川舟橋ヲ  
流ル時書ク 虎 廣野原深山ニ  
向フ時書ク

王 弓箭杖軍陣  
山賊夜行時書ク 命 心モトナキ食也ニ向フ  
時書ク又呪ノ字ヲ用 勝 市町賣買諸勝負  
之時書ク

是 病人ノ家ニ入時去ク 鬼 魔所ニ行時書ク 水 身不淨ノ氣ヲハラフニ書ク

大方 祝言喜ノ時去ク 右大秘密也として櫻りも傳えびと云

是も去言宗の出方のお智ひ事也 是も出家より傳を去されハ  
用はたすべといふあり事と云  
出家も傳を去たりとも何の志もあらずなり

一 氏神と産神と一ツ事也 新撰姓氏録云竹田川邊連大明命五世ノ後也仁徳天皇御世大和國  
十市郡刑坂川之邊有竹田神社因以爲氏神ハ氏ノ先祖の神  
也蘇我氏ハ天兒石根命也平氏ハ桓武天皇を氏神と  
す之橋氏ハ敏達天皇を氏神とす源氏ハ清和源氏ハ

續日本紀云宝龜七年秋七月乙丑内大臣從三位左大臣良繼病

法和天皇嵯峨源氏八幡成天皇村上源氏八幡上天皇を

氏神とす也又八幡源氏の氏神ト云人あり傳り也

八幡ハ軍神ニハ幡ヲあがめそのもろ源氏のとも限るへん

一軍神のりハ軍用記に記又世信ハ九万八千の軍陣と

云い智りせとも吉田家よそ九万八千の軍神と云るハ

知りありぬ由之上古の神書記よりきてありきり

軍陣の三神と云ハ一説ハ八幡大神神功皇后武内宿禰

又二説ハ神功皇后ヲ除 又二説ハ摩利支天大黒天弁才天を云

物ととも軍神ハ三神のとも限るへん

伊身園と云ハ伊身の堅固ある物ハ加括之臨陽師の

さる事古ハ將軍家の伊身園ハ賀茂安信のあま

法と免られぬ由旧記よりんたり 東鑑よるる

武彥推 余又名 經律主命 是鹿嶋明 神ナリ 神代ノ 大将ニ 軍神也

一河臨祭のりハ祝儀の形に記

一志の繩のりハ繩をよあかひあかしく下とよ

七あこのりハ繩をよあかひあかしく下とよ

げ又房をよあかひあかしく下とよ

ありハ繩のち端をハ切掃るりあり

先はくろりハびあかひあかしく下とよ

志でをよあかひあかしく下とよ

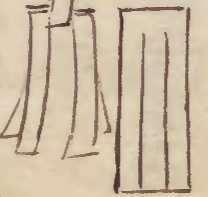
也氏切目ヲ入てち申をよあかひあかしく下とよ

也此あるあり紙抄教を以て知る之細申紙四ツ下るあり

神馬も志で付之繩の長さ七あこのるの寸法下げ

不の教も法武を

一神も志での付糸のりハ紙の中とたた合てニツ



おろの髪ハ 志馬のの髪ハ 志馬のの髪ハ  
額髪あり 額髪あり 尾のあまおろのハ  
七ツ 尾のあまをわいハ 右のふく七ツの髪を付らんあり

三ツ 尾のつけ髪を毛ハ 右のふく七ツの髪を付らんあり

おろの髪ハ おろの髪ハ 志馬のの髪ハ

一 社神よりして社馬の毛忌嫌少中馬の神より記ス

一 神道ハ日本の教よりして元祖ハ 天照大神也儒道ハ

唐古の教よりして元祖ハ孔子也佛法ハ天竺の教よりして

元祖ハ釈迦之儒教ハ天竺の内時百歳よりして後ハ百歳より

後ハ佛法ハ欽の天皇の内時百歳よりして後ハ百歳より

内時百歳よりして後ハ百歳よりして後ハ百歳よりして後ハ百歳より

めよして天より疫病をやりーと之日本記より云

一 社より本地と云ふ有り 天照大神云の布祚ハ阿保院

也兼也八幡云の布祚ハ観音也兼也云事云元身

佛ハ佛日本の神ハ神別と云ふ事云元身ハ佛法

源也兼也天竺の人の俗本地と云ふ事云元身ハ佛法

日本の神も本ハ佛法と云ふ事云元身ハ佛法

たる相えうやりのるハ釈迦も云をうん絶文も云事云

るのあれ其を時代の人悪うよてたあう云これ始

より云うよてたあう云これ始

十六代 應神 天皇の御代ハ 八幡大神を八幡大菩薩と菩薩号をおくりをり

孝 徳法 八幡武天皇の内時ハ勝尾古の開成と云偽ハ託宣

後ハ佛法ハ 託宣ハ開成が偽よて云う佛法傳也拓のやう

託宣ハ開成が偽よて云う佛法傳也拓のやう

託宣ハ開成が偽よて云う佛法傳也拓のやう

託宣ハ開成が偽よて云う佛法傳也拓のやう

佛法を初りて菩薩号を授けりしありしは

菩薩号を授けりしありしは八幡八人皇十六代

神天皇也菩薩号ヲ授けりしは八幡八人皇十六代

一物として昔物徳の多きと云物徳依ありし我の思案

こととして八人依作せぬ多きと名付て神依よりけ

たると託宣なりとも又因一物れも軍の謀のあり

多きと名付託宣といひゆふして又方の諸卒の意

を勵まし一歎の氣をくちくちとて又用りしもあり

一物忌と云るハ多き又ハ何ぞ怪しきありて守

りし物たるは臨陽師よりしされハ是ハ大事あり

歳日うるはし一みあると云時を日教也ともゆす家

内よりいより居てくも道もびつて居るを云ハ

柳の末を三分斗割りて物忌ト書付て糸をつけ

東鑑卷六 志のぶと云るのくまよゆいけり冠もさし一簾もさし

物忌ト書付し紙ヲシク裁て物忌ト書りしも有り志のぶ系

の一名ヲ云とあり事とも云友用る成てし禁秘抄ニ云

物忌之時熱テ不出他殿舎中諸事於簾中有

之を又云以柳造筒三分斗指冠ノ纓物放本鳥時ハ

付物忌書紙白紙ト云へり是ハ禁中の物忌ト云

一方遠と云はたとハ明日東の方ハ行んと思ふよ東の方

年の金神よあるは又ハ臨時ハ天ノ神太白神をともあり

そま方ハ行ハ凶と云時ハ前日の宵より出て人の方ハ行て

一夜と居りて居るより行ハ方角ハあるは物忌

と云る方ハ行ハ方角を引遠とて行くゆ一方向と云

物忌ト云

するものあり

上言六社

ノ託宣ニ有

ニテリ未代

ニハイツリ

多シ

ハ年を

物忌ト

迦毘羅衛

柳林ニ住ス

鬼神ニ依ス

依て物忌

ト書付

拾芥抄

河海抄

ホリ後之



一 悉曇シツタンと云ハ梵字の事ニシテ林ホン字ハ天竺の文字也

一 卷教乃事上包ニハ前々記々如ク梵文教を去クニ内々を初  
後之を去クニ又富所及の時ハ諸寺諸社諸社の卷教  
を御軍家御軍家といハセ申也旧記ヲ見テ知クそれよりも  
昔ハ卷教をひキキテ傳傳むるのみニシテ源平盛衰記廿七の  
卷卷 安原太元法 云ハ祥寺の安原阿闍梨朝敵追討の仰奉テ  
太元法を行テ内卷教進上テ内被見ある知知キ事平家威  
亡の由臣進由臣進ミキ又同書廿八の卷源氏鑑討 云白淨名白淨名立鳥  
帽子帽子於テ老翁老翁六人梅の橋ニ卷教付テ各指テ去人の大  
將軍將軍なる門出門出キト云ラを服ニ披披シ各卷教を  
披披いで讀讀誦誦イルルを面白面白キ  
牙一維牙一維盛卿

堯雨斜キヤウウシヤメシツク 平家平四

頓阿俄流トントンアヘリウ 源子失源

嚴治明神エンチメイジン 権亮三位中將及ト書レト

牙一通盛卿 平家庭上 立不老門立不老門

源氏蓬苑ゲンシヒコ 放毒策編放毒策編

嚴治明神ヨリ 越前之位及ト書レト

卷教の文右の如シ右の介四人の卷教今畧之今畧之

一 聖天摩利支天大黒天辯才天多門天多門天との教をハ天部  
と云不動明王愛深明王鳥ウス糶サ摩明王モウワウとの教をハ明王  
部部と云何れも佛言佛言あり天竺の神神ニ日本日本の神神ハあ  
らら知知ズぬ人ハ日本日本の神神と思思ハズ也

一 冥加と云ふの字ハクラシと云ふ字之ニ神佛のめくこの我身  
よ加ふるの先の元々冥ミ中ミより来りたる如く一なる冥  
加と云ふ冥冥冥感と云ふの冥も同く云ふ

一 旗幕を介軍袋又佛神の名号梵字を云ふを  
加持と云ふをすす事或具の神又云ふ一なる

一 まいさ坊を山伏陰陽師神子孫宜と云ふの儀を  
いひ悪人をいふなりし金銀を取らざるを云ふは  
いと云ふこととのういといは法度の害也正道あるをい  
ひ人をたぐる事天下の法度の害もあつ也

一 佛を不とけと云ふ事或説は佛法初て日本へ入りし  
時卯酉の法を信仰する事を日本の神と云ふを云ふり  
ぬい疫病をやりて諸人獲氣を云ふなりと云ふけ

と云ふを不とけと云ふと名付たりト云又一説は佛法  
を学ふ人の迷ひの心を不とけと云ふと云ふなり右  
説より非之佛をハ天竺よりハ浮屠フツと云ふ又佛陀ブツと云  
也されハ浮屠家又佛陀家と云ふを不とけと云ふ也  
ふト云と云ふ通す也たとトも云ふ通す也ハヒフへホ同音ニ  
メキツテト同音ニ

一 神をかみと云ハ上カミ也也云ふ事おある也上カミよおつま  
んカミと云ふこと云ふなり

一 巴トマを神の御紋と云ふ事神書より云ふ俗の如く  
人の定紋と云ふ事神書より云ふ禁裏より  
伊弉大神宮へ納めらるる鞆トモ鞆トモと云物ハ弓射トモ射トモのひぢトモにとも  
急を纏トモりたるは鞆トモと云ふ右の如く神神室の鞆トモ

巴字ハ  
巴蛇ト云フ  
ヘビノ形を似  
セテ作タル  
字ニテ巴ハヒ  
ノ名ニ巴の  
字ノ形

光三行々  
友光ニテ  
トモエノ  
字ヲ用  
タルノ  
トモ至ハ  
鞠傳ノ  
鞠一  
神具ノ  
神記ノ

名くる友巴ハ御誓左神字の御紋と云はてそれあると云  
てまへて猪神の御紋と定め申さるし又巴ハ三輪明神  
の御紋と云はれもあり是又俗の鏡ノ神書より云々  
三輪の御神の鏡あり者針を付てゆきてまきて御を志す神  
糸の云々けおりしと云はれまへて 是を云々けおりし形こといふ  
なるまへて

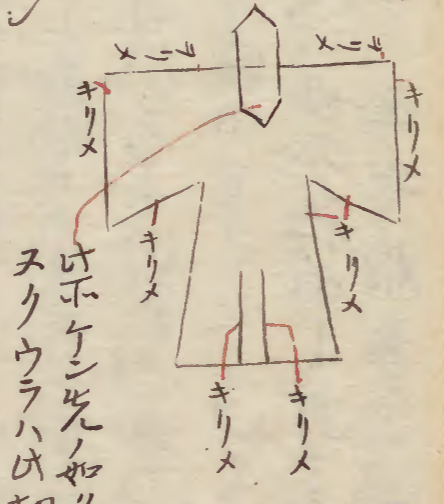
一 和尚の二字 シヤウドウ 聖道 聖道トハ天台宗  
高言宗のり まてハ「クワシヤウ」と云むし  
 禅宗にてハ「シヤウ」と云む也

一 東堂西堂のり役名の記菩薩涼行の條より記ス

一 山ノノの云々けのり 紅葉の記より記ス

一 かしらろの云 ひまがしと云むし

かしらろの云々の記ス  
 紙ニ板書きテニツマ  
 折テ折同ヲ上ニシ  
 テ此切之大和不定



紙ニ板書きテニツマ  
 折テ折同ヲ上ニシ  
 テ此切之大和不定

一 泰山府君ハ陰陽源の方ニテ祭ル神ノ日本ノ神也  
タイサンフクシン ヨシマヤウ 日本ノ神也  
 一 疫病神と云物神道ノ書より見えず イナシ 扱之疫病ハ  
 春温あるは夏冷く秋暑く冬温ある扱あるは  
 意ノ氣よりありる人の病むるノ神のちんこ云々  
 ハ何れハ 扱治れハ白氣をうしきひて之の形も同也  
 云々 アノ 云々 アノ 云々 神ありてあすす日ごと  
 思ふる云々也

狐の性ハ一 疱瘡神と云物と神道の書ハハ云々是も瘡ヲ冒され  
 さいきあめ 正氣をみじし色この物の形をん色このりを口走るゆえ  
 正氣をみじし色この物の形をん色このりを口走るゆえ  
 神のあす已とと思ふる形ハ疱瘡神と云神あり事  
 を知るすくひて疱瘡神を祭る人あり祭れども祭れ  
 ざる神ありて祭め空位あるゆへ空位を奉として  
 野狐来りて祭を交け疱瘡起るき赤ま色この形ハ  
 むけ来りてそ少兒又ハ父母の目よりんあつり何り疱瘡  
 をやむ名わいりくあやしあつるをいせま食扱か  
 とを好まあつしあひあつるれ少兒をこるし  
 あどす事有皆狐の已子くくひて疱瘡神祭る事  
 ありあ事し事し人ハ母の胎内にある時胎内の熱強ク  
 け胎熱を胎毒と云也胎毒を深くあたるとハ  
 胎毒生じ胎毒を洩くるとハ疱瘡神 事すと物事とハ  
 胎内よりあつて生るゆへ出生の後ハ神を祭りまあひ  
 ありても是る事し

一 うふとあつと云ハ人ハ生れらるる在の胎毒の神を云能れ九是ハ  
 うふとあつと云ハ人ハ生れらるる在の胎毒の神を云能れ九是ハ  
 りあす事ト云ハ人の養れらるる在の胎毒の神を云能れ九是ハ  
 天皇二十年十月の記大臣遣阿雲連阿倍臣麻呂二臣合奏テ  
 天皇曰葛城縣者元臣之本居也故因其縣為姓名トアリ本居  
 の二字うふとあつと云ハ人ハ生れらるる在の胎毒の神を云能れ九是ハ  
 養れらるる在の胎毒の神を云能れ九是ハ  
 活ていふしうふとあつと云ハ人ハ生れらるる在の胎毒の神を云能れ九是ハ  
 權現と云ハ佛家にて云ふもて神道ハ是を權現と云てかり

追考

上古ノ書ニ  
拍手トアル拍  
ノ字木ニ  
タルニカシ  
ト云タカハ  
死後ニハ  
テカシ  
ト云修  
又拍ノ葉  
ナトノテ  
附合シタル  
如シ中右  
心来ノト  
又カシ  
カシハ  
別トハ

あつらふるとよむ之佛菩薩の執り能生洲度の方便の爲なり  
よむを要して試せ又現れぬふと云名之  
能生とい世界の多  
くの人をいふ洲度  
といふ人をすくふの方便といふなり

神を拜むよむをうつるは日本神代の礼之をうつると云字ハ  
拍手の二字之日本記持統天皇紀ニ即天皇公卿百寮羅列西拜  
而拍手焉と拍手の二字右の如く云あはせりよむをうつる時を形  
柏の葉の形に似るなりと名付申之又膳部をうつると  
ちりもあはれ八開手と云まを神ヲ物する礼之儀或云太嘗祭  
辰日献物也拍手四段段別八度所謂八開手也と云ハ内裏まで  
大嘗會ノ所祭の時辰日所祭ニ神膳ヲ献シをハ四段クハ  
うつる一段と云ハハをハツ打ラ云ヒラハ開手ト云之ニ條  
亞細記に拍手を訓してかまてうつら云云をハ或人云膳を訓してかまてうつら云云

柏の葉を用て飲食を盛取よかりと名付く君を  
拍て膳を打ス臣を拍て是を献るゆつよかりと  
云 眞美樹ルニかりと膳部のるにかまてうつらと云ハ膳を打ちて

一 反閉又閉ノ字ラ  
モ用ユ同字又閉配とも古代ノ美人也師の爲よ必ス

陰陽師をして反閉を仍ハ志むト日記よアノ事 東鑑東鑑  
年中抄事

孫家年中抄事 東鑑卷廿建保六年六月廿七日丁卯時將軍

家任大將御給之間為御拜賀參鶴岳給畢中畧先出

御南直文章博士仲章朝臣束带上御簾陰陽少允親

職束帶 參車寄問候反閉陰陽權助忠尚束帶入廊

根妻戸勤御被之、小笠原長季世ニ云フ三後  
一統ト云云云人の起居

勅靜ノ五字の閉配とてあはれ中畧ハ字といハハ〇天

武樽亡烈あり陰のうよひとハ右より一のあしをこ

臘丸

陽のうよひと八たよりあむし是を天武平服のあしと云  
下畧 我家傳来の書旗縫口傳と云ふ云云云云云云云云云  
あむし或はよひをもち九字の文唱く此と云し唱る列  
めぐる是の事

前九右足

皆五右足

闘三右足

列七右足

陣六右足

者四右足

臨一右足

在八右足

陣六右足

兵三右足

右のやくんくたり臨兵闘者皆陣列在前ト云九字の文を唱  
あむし左右の足ヲ踏み運ぶ事を云ふ前の書券記より見へ  
たる天武潜亡烈もけり字を唱つて足ヲあむし九字の及用  
七字の及用五字の及用ありと云ふ有りしを臨陽殿より  
知るべし東鑑卷廿一弘長三年十二月廿四日庚午天晴入

夜雨降今日評定流等参相別亭御産所并御方違等ノ  
夏有其沙汰召臨陽師等被尋面々異見中畧晴茂申云  
當開杯八座方有其憚りと掲ル古書曰ハ文字ニ拍ラス記  
事多しされハ開杯モ及用同事あり中畧開杯八座と云ハ  
御手方角と云ハ中畧御手方角を云ふ彼方呪禁の方  
術を御事をも及用を云ふと云ふ事此將軍家  
ありし御方の御手方角を云ふハ御手方角を云ふ彼  
呪禁ありと云ふ事也

リンホウ  
金剛三作  
羽黒山伏  
ヶサナリ

輪鋒リンホウなるも輪鋒ハ鈕ノ鋒ヲ八方中畧神の紋ト云ふ是又神古  
ゆき俗のあむし也山伏の不動トウゲ袈裟ゲサよりん知る  
の金物を付る友神の紋といふ此一向神道よりあむし

此条巴の事条の次より天保年中傳記に時保りて略す故にけり云と云

犬を保て山互の形よりけし

一 佛像の眼は玉を入るなり此作り東鑑卷九より云々  
一 神水をのむと云事神系は水をそめてそく水をのむて  
誓言をえらるるを云々

一 起請文の事書札の形より記す

一 少児を抱て夜中他行するは紅脂を以て少児の額に

犬と云字を書き是をいんのこと云いぬの子と云ふこと

此をこれハ魔除ありノ狐狸の形少児をおひやする

ありと云神道類聚各因抄云山別社園ノ社の額を以て

少児の額ニ犬の字を印ス是をインコと云社園社の守り也

一社の秘訣の多あり○少児の額に犬の字を去事古代より

有りし事也事山歩聞云大府記時房公の記 康和五年八月

廿七日東宮遷御高松第成四冠御出宗通御額

奉書犬字先日女房奉仕為房卿子息顯隆卿日記云成冠

行啓依可奉書阿也都古人之元夏以予為御使被申院為章

按ニ犬乃字を書き事阿也都古人をかくといひある

云々為章ハ水戸黄門光國々ノ時招カレテ彰考館水戸家乃客儒ニ年山ト号ス

一 清園の事南朝紀傳ニ云正長元年春三月將軍義持不例

日ヲ絶ておとり考ののみよくあるより内家哲を此儀

ありしもの評定まらるる之或ハ連枝の中此傳を還俗

家を継ぎめ或ハ種舎の持氏世を治ん節をそへるあり

と云ん何れをのむかしまるより社を神急な満るん

として畠山満家石清水ゆ治て清園をそりるる音蓮

院義圓大僧正お軍同服清園ゆありあり云々○康富記

云永享十年八月十五日今曉公方様御下向八幡中畠扈從

殿上人兼日飛鳥井中納言雅世卿少將雅親御点用意之知輕服之事出来但輕服人不被憚之例在之明德度重服人當以被参之例在之間可為何様代兼日御沙汰不詮可為神意之由被仰出中山相公被参石清水被取御關之知輕服可被憚之由見御關云々

一 百度参平戸記延應二年二月十日臨夜景密参祇園依恒例之勤率人數有百度詣事云々又東鑑後鳥羽文治五年八月十日今日於鎌倉御臺所以御所中女房教輩有鶴園百度参是奥列追討御祈禱也ト云々(一) 百度参ト云々久シ事云々

一 千度後東鑑鳥羽治承四年八月十六日永江藏人頼隆勅一千度御後又延應二年六月十八日奉鳥羽貞朝臣今日三十五日

於江嶋可勅修千度御後之旨被仰出又百鍊抄建永元年十月二日今日於院御所可有千度御後依上皇御目不豫ト云々(一) けホの文を以て考れハ千度の後ト云々久シ事云々

一 得度事ト云々トハ出家トある事之文の十七年殿中日記云六月十日東山殿御得度於三會院御得度御年廿一御法名道度御道号喜山関山正覺国原御搭佛當院在氏依云々

繪馬書様乃事異本隨兵日記云既の神をハ生馬神と書之必繪馬日可掛けるをハ後中ひらす之繪馬の事抄云々

三十一  
て及今



奉掛

生馬神御宝前

馬糝引 敬白

年号月日

緒結之部

さあぐの緒のむすひやうか  
包結記は繕易し記しあひ

一 是つて第の緒結種をぬきこよりして結ひ極定りたる法  
式ある柳よ今世なるは中、要をせとも其由定法にあり  
事このしつ一の第の結ひ文第を介をせし第あるは皆  
片方の緒を付て今一方のくさんよ緒の先を返して  
おのの上めて片にあり結ありあ方は緒を付して第ハ  
と結にありむきあひの第あるはあましくつんみり結ハ  
あり結と云結ハ柳何り是あは法を去あうは是もあ  
りある結いしうとも結ハありこれとも第ハ大事の物を  
入ましく結あれハ封結よするあうむすひよしるをハ  
結柳志をぬむたやさうとけうし又人むすひををハ

巻数をと違ふ友人の旨を付する事知るべし

一 軸物の緒を扱ひ列は法外一三巻までして端を折  
りめを三巻めの細よりより上へまきこむるけ緒を  
ど三幅対細の扱ひして左右中を知る為扱ありとてむ  
りまき為扱せらるありいり一のけ緒は外題有り  
外題は緒の扱ひ筆者の名を右申まで去付あるなる  
細の扱ひしてはくろふ不及只右に記すこく三巻も  
巻も巻く細の端を折てをすこむべし

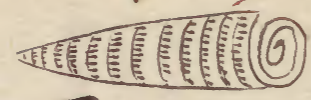
一 四記はこまうむきび又こまむきびと云はまむきひの  
又とんるうむきびト云は諸記を云あるはこまをす  
事へ家の緒をとんとんるう緒いと云はこまあるはこ  
は合して四りの記を考るとんるうの羽のゆくあるあり

片にこまと云はこまの考ありひつと云は緒の考  
又まひりうと云はまむすひの考又男緒いと云は  
やらいと云はゆふの緒の扱ひ扱ひあはこむきびといふ男緒  
をたまたましてむきふを云又あふしともうもさげた  
已まきともうのくびともうはけむけむきひた云は緒  
を二重して緒の端を初めと云は緒の下のをぬいて  
引物と云は巻の考は山緒つくるは頭とあ羽をついて  
名て右のゆく緒をうくるうを考も用るなり多き結  
ひ扱ひ又むちむきひの結まむきびとしてその緒のあ  
まりをりとむきひの結ひめのぬりくからせて結めの  
二筋つあらが扱ひまきこむる又うあふむきひを表は口といふ  
字のこく喜ハ十の字はあは叶結と云又あけまき

ハ申ハ申と云ふ字の如く四角はあり上ハあるはるか  
 けて緒の端ハ二筋もくさうさうあけ巻の一名をもと  
 んらう結とも云ふあつひ結ハ巻の巻を二つをこ  
 うけらる扱は似る結ハあつひ結をあらちむすひ  
 とのあ人有りあやまり也すして緒の結ハやうハ  
 く包結記と云ふ一巻之あつひ結をあらひ結と云古  
 今せらる貝桶の結ハ鬼むすひとて結扱みと云人  
 鬼結と云古傳ハあり貝桶の結扱のり包結記  
 と云る一巻也

一 是さこ箱の緒の結扱とて法武の節一をさこ箱をいす  
 あり扱之條之法武が扱扱のり調度の節に記す  
 一 是へて緒の結扱扱の包扱折形をい包結記と記す

巻

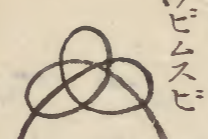


一 うさやううらうらうのこひと云緒の結扱層の節に記す  
 一 あく一と云結ハ靴の口にあひしとてさる結あるは靴  
 結と云也け結ハつらぐの名あり既ハ前ハ志す  
 一 是かむすひと云いむすひめののさありしををみあし  
 一 貝の形ハ似る友之母かむすひといふあやまり  
 一 ありと結扱一巻はつらう巻の字を記すよむん  
 一 緒釣ハ結ハ尾釣ハ結やと云るを緒釣といふる尾  
 一 へあるかの事ハ片釣といふことかの事  
 一 ひもむすひのことく結やと云るは四記ハありひもハ  
 一 素襖素衣をその胸細の事ハ素衣ハ素衣をそのむ  
 一 ありむらうことありむすひかむらうことありむすひ  
 一 をひとむすひの事といふ也

一 志多しはげよむすふといふく〜は結ぶを云へる馬叔  
 実幕の折板の糸は折釘の上より志多し付し結ひて  
 トアリ是ハ曹の笠志多し程の袖志多し〜を結ひ付れ  
 むすびやうあれは志多し〜はげと云へ

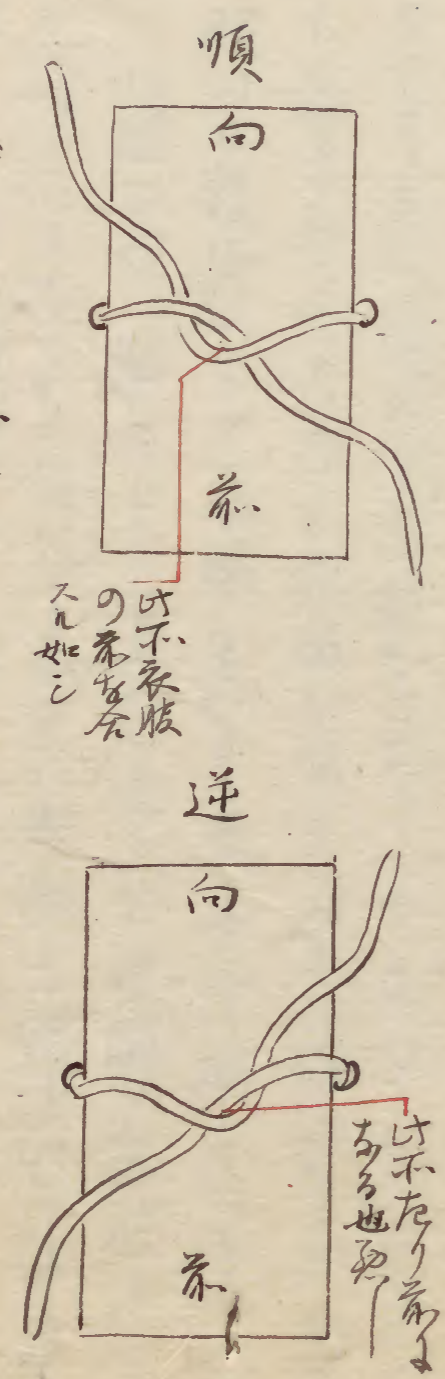
一 女の藝の内は樽や花むすびと云へりあり古年志多し  
 盛表記 卷三十九は如房と申ハ大納言信房の娘中納言の房  
 とその物持志多しと云へり志多しハ樽や花むすび  
 今年ニテよそ成りし程の上より志多し樽や花むすび  
 とハ物の緒をあけませしあはひ結を介色ニ極む花や  
 うある結うしを習ひ志多したるを云へ是もハの藝云へ

一 あはひ結と云へあはひ結とも云結形のるく丸く細長リ  
 て抱貝と申しる志多し是ハ捲結と申してハあるへ〜  
 流石納言結も似ては志多しハ「うすくありあり」はむすぶる  
 ひとあれハうすくす日けはゆかふもくりと云へ



ありあはひむすぶるといふありあはひむすびのるを云へり  
 ありあはひ結と云へる結と云へハ此也

一 笈の緒あは結ぶは順逆あり順を用へし逆ハ忌む也



一 うさぎのよのうに結ぶをむすぶるハ志多しの方ハ糸をたう  
 端の方ハ糸をたう結ぶ〜

凶事之部

一 忌服ト云々の忌ハ人の死しるけくれを神事といはれり也  
 表服ヲ素服ト云キ記ス 服ハ衣服の服よてき物之人死したる時ウチノ方ハ素服  
 忌ト云ハ神事ニ死穢ヲ忌テ 忌ト云ハ神事ニ死穢ヲ忌テ  
 云也古代ハ 云也古代ハ 云也古代ハ 云也古代ハ  
 云トナシ服者 云トナシ服者 云トナシ服者 云トナシ服者  
 ハ服ノアル限 八服ノアル限 八服ノアル限 八服ノアル限  
 リハ神事ニ 降ルニ別ニ 降ルニ別ニ 降ルニ別ニ 降ルニ別ニ  
 忌ト云フハ 忌ト云フハ 忌ト云フハ 忌ト云フハ  
 ナキ也古代ハ ナキ也古代ハ ナキ也古代ハ ナキ也古代ハ  
 服假トテ 服假トテ 服假トテ 服假トテ  
 天子ヨリ假 天子ヨリ假 天子ヨリ假 天子ヨリ假  
 フ給ルナリ 假ハイトニ 葬送其外凶事ニ付テイトマラ給ル也服ノ日教ノ一ハ素葬令ニアリ  
 假ノ日教ハ 假ノ日教ハ 假ノ日教ハ 假ノ日教ハ  
 假軍令ニアリ 假軍令ニアリ 假軍令ニアリ 假軍令ニアリ  
 服者ハ服ヲ着ナカラ奉公ヲハ勤ルナリ 服者ハ服ヲ着ナカラ奉公ヲハ勤ルナリ  
 一 人死ししるけくれの時ウチノ方ハ素服ト云フ也

一 今時勝申と云ハ喪中と云るをあまりて勝申  
 と書之勝ハ勝勝と云く字まで月のおろろあるを  
 之凶事又用る字は非ハ喪のみを勝氣あると云ハ  
 五原あやまりとされとも今世のあつりま降之し  
 申候とハ人死して七七早九のちを云申有とも云早九  
 日のち死したる人極楽にもゆぐ地獄にもゆぐ  
 まありありくまありて法事をて極楽へ極く極する  
 事也とぞ是出家の方の説也 地獄極楽のちナトハ方便候とテ  
皆假りニ設くる候りノ候ナリ  
 一 廟と云ハ今俗云ハ霊屋也今時先祖の廟もあつて  
 候人墓詣する事を廟事と云人あり候之墓詣り  
 墓詣あつて云ハ廟あつて廟事といふべき也  
 一 精進の事 智度論佛傳云有二精進一 身精進 為小

二 心精進 為大佛説意業故云て精ハミラゲトヨム米ヲミラ  
 ケタル如ク身ヲ清ムルヲ云進ハムトヨム心ヲ慎ミテ專ラトシテ  
 亡者ヲ祭ル事ノミニ心ヲ進メテ怠ラサルヲ云テリ 精進  
 と云ハ志づけて進むとよみて身を清め心を清くして  
 専ら佛事に進んで怠るざるを云く多敷魚肉あやハ  
 ちまことくけうけりし物ある也不用之といふべき也  
 食物を用るにつくみ之粒をハ清くこの事之ナシサ膳ヲ食  
 されハ亡者の為もあると思ふハん好遠也不孝の時ナシサ  
 多のけくし之は醒ナシサぬおを食すも怖のつ  
 諸るを怖くも飯食をも怖む  
 一 ともいハ杖ナシサの書換書札の物も志る人ともい  
 杖の返事のりも杖の物も志るす

一 香典又香奠と云く事、去札の初に記す

古き物語一  
は首を切テ

獄門ニカク  
ト云フアリ

宰府の門ノ  
前ニ首ヲ  
切テ懸ル  
ナリ

獄門と云ハ宰府の門の事之、罪人の首を切て木の上  
に懸るをハ梟首と云へ今時の人梟首の首を獄門と  
いふことハ首を切て宰府の門前ニ懸る人歟し  
軍陣の時首を切て行儀に入る事あり保元物語  
為義の子共の首を切て行儀に入らるる事あり  
首桶の代りは用るこ

一 他界と云ハ他の世界へ移たること今ハ公方家の世死云

り限りて即他界と云然れとも古ハ平人の死云とこと

他界といひし東鑑卷十二、雜色成仁ト云者有多事之

功依市氣色快然と御家人無勝劣而去比他界と又

同卷十五云稲毛三郎重成妻於武藏国他界ハ外平人

の死云を、皆他界と記し

他界トハ此世界ヲ去リ他ノ世界ニ  
行ク事也ト云

一 死しし人ハ院号寺号を付る事ハ寺とハ法性寺

成恩寺と云く又等持院慈眼院と云く何事も

そ人の爲生の時建之し、死しし菩提所の名をみる是

大福をとりし位高貴の人の事也後世は及びてハ

菩提所をも建させしめて院号を付る事ハ

刹一尚せハ、御寺者も出家は金子をやりて茶を

院号を付る事ありたり

佛像の眼よ玉を入る事、奥列の基、衛毛越寺の金

を修造し、丈六の薬師、同十二神將の像を雲、

らせし時、より、塔を、東鑑卷の九、

科人を拷問せると云ハ、拷問といふ物よよせて、罪を

自云云ハ  
けを佛ハ  
佛の  
初に入  
信入  
入シナリ

格布はしよりなるハチ

志り付  
あじす  
るぬし

格布の同少敷格向と云ふ罪人を格布はし寄する作法  
係て知る人なきより一節好法所はし法也はしと云ふ

一 一のぬと云ハ精進の事ハ精進の二字をいもぬと云  
又精進を志せしとも云何れも古書はしと云ふ

一 新領を没収すると云ハ知行所を指する者罪科はし  
係てそ知行所を上はし上げぬと云公と云ハ同はし係

知行所を公儀へ取り収めらる事也

一 款の首を死て遠所へ送りぬはひいすはしくられぬ

為之東鑑卷九云奉衛使者新田冠者之平持参豫

州はし首於腰越中器件首納黒漆櫃漫ヒタ義酒

云是伊予守源義純ノ首ヲ又太平記卷三十三新田左多平純  
奥列ヨリ送りタル云又太平記卷三十三新田左多平純  
云兵部佐并ニ自害討死ノ首十三求め也酒漫ヒタして

江戸を以て同少敷格向ハハチを寄する事也  
のわらはします武蔵の入る川の陣はし就事云々

一 素服といふハ父母妻子の死はししる時はしかはしその時はしなる

時はしあるとき喪の服はし是をあらはしくとも云ハ

友らはしをみまひはしして折はしひはしす皮の糸はしを織はしる

者布を用はし之はし後はし麻布を用はしる事也はしりはしすはし墨

色とてはしすはしくはし降はしるはしみはしの時はしあるはしあはしりはしぬ

衣はし被はしをはしるはしるはし色はしもはしるはしハはしぬはし色はし之はし素はしの

字はしハはし三はし色はしともはしあるはしもはしむはし字はし素はし被はしハはし三はし色はしもはしる

もはしあはしりはしあはしるはしのはしもはしてはしりはしりはしりはしあはしるはし人はし之はし忌はし被はし被はし服

もはしけはし衣はし被はしをはしるはしるはしをはしるはし云はしハはしうはしすはし墨はしをはしラはしまはしびはし云はし純はし色はしトはしカはしクはし

一 死人の額はしははし白はし紙はしをはし三はし角はしすはしてはしあはしははしるはしのはしありはし年中はし行はし事

ウス墨色ハ  
子スミ色ニ  
崩色ノ衣  
服ハイソク  
シキニ常ニ  
ハカベカラス



此繪巻物の中より事よ、形ある時、或は續き者といふ、或はま  
き三角ある物をひしひとあて、その解を急がせしむるは額  
元布といふ物ありし、或は法師のきよ

心條のため、雀尻むらおの、くさくさひとあえ布のほし  
あることよあり、夫木抄、常は、馬手紙をたき、作り死

くぬ、白紙よ、作り、用し、たき、法師の代り、ぬ、法師が  
納す、枕草子、ぬ、き、物と、き、法師、法師の紙

ろくろ、ありして、たき、たき、又、法師、法師の紙、  
巻六、楊磨、ぬ、法師、法師の紙、冠を、たき、後、す、を

内記、上人、寂心と、云、傍の、と、め、た、き、ぬ、く、く、き、も、ひ、お  
え、ほ、く、た

一切腹の事、日本紀、下の、因、史、よ、自、教、志、する、人の、足、く、る、は

皆、自、縊、して、死、す、或、は、家、を、火、を、放、て、焼、死、せ、し、る、は

あれ、とも、腹、を、切、る、事、ぬ、え、び、上、存、よ、ハ、切、腹、を、保、元

物、治、よ、為、朝、廿、八、よ、て、家、の、柱、よ、し、ろ、を、あ、て、腹、を

き、切、り、し、れ、とも、死、あ、れ、び、し、ろ、の、ゆ、を、あ、つ、と

切、て、を、あ、つ、り、る、ト、見、く、り、け、は、より、武、士、勇、気

を、く、る、よ、ん、す、き、き、う、存、よ、腹、を、切、る、事、始、り、し、る、て

君、命、し、て、臣、よ、切、腹、せ、し、む、る、事、ハ、又、も、る、よ、の、後

近、代、始、り、し、事、也

雜事之部

一 氣キヨリ多しと云事 日記あり 是ハ人の氣は身ミの事之氣  
 ををうらふと云ハうつきの松子をうらふと云氣を  
 を換すると云ハ腹立て熱つきの言ふくあるを云氣を  
 よとていふと云ハ貴人など熱つきよして扱の良きせらる  
 よとていひて居つうらむをさして目をませらしうらむをいひ  
 まめうらむうつきをさすは志こいひて働くハ善きは陸  
 ぶこ今時病氣のふきを氣多しはらいと云ハ別のもの  
 熱つきの事を氣色と云事ハ人の氣ハ熱はあらはる云  
 氣の換子面はあらはるを氣多しと云こ

一 節分の大豆をえりて煮て 神くらりの時くいつむ



塔川親光が元中日の記寛正六年一記三曰御徒日公方居成上様子午傍列子午

武庫一 御徒日と云々の日記ニあり年中定例記云東山及徳日  
外西ト 御徒日録云永享七年八月廿一日茶廿二日別御徳日之故  
山山原 丑未の日ハ大名ヲ拵由供家より鎌平利由太刀金進上之  
山山原 可以廿三日余之由御出云々  
山山原 御徒日ハ拵平十祐由太刀金進上云々又由進上云々

巽阿曾書云丑の日ハ鎌大折合大臣移を門合と包  
己申す又云々徳潤を百欠未の日ハ由太刀一擧金杉系  
山山原 十祐由目録云々云々此由徳日の時ハ是ハ後日あり  
人の生れ性性よりして後日より若日何り陰陽師の後  
若日若を徒日といふ也実ハ喜日トテ徳日十九日徒日ト云カハ

一 公事と云ハ禁裏まで行る政事を云々武家も若くも  
行る親武官の事ハ皆公事之始多し今時ハ争論何  
公事を公事と云々争論あつたをハ元ハ公事と書  
出たるが公事と申すされしと云べし

一 左の右を云々といひ右の左を云々馬マと云々右を云々  
拵有るは云々右の右は右を云々左の武士ハ  
馬マの右を云々右を拵之多か云々後者云々  
忠の書云々いふハいふ事の上を云々云々  
ぬくを云々いふ事の上を云々云々我々のぬ  
時ハ右の右とする由云々を云々の上を云々云々ハ何時  
も右を云々拵有る云々されたるは拵有る  
右といふ右は右を云々右を云々云々を妻手  
と云々云々の事事の字用るハ又雄雄の姓と云  
いふも云々右を云々馬馬と云々云々也  
非家非と云々の日記はありいふ事あるはと云々云々ハ  
稽楽の事ハある事と云々云々稽楽を上る事

由あるはして武彦を能く其を非家の事なり遊家  
 の事なれども云我々家業小遊子なりは好むを六  
 一 香舎と云ハ人々あまもい集りて香をたき遊ぶを云  
 也香舎香舎ホの惣名 香とハホカ  
 一 香舎と云ハ娯とハ香をかぐりて香を三原也あまも  
 焼て火をそ匂いをうきこけてあてらるるは遊ばて  
 たるハ勝りゆ申にあてたるハまけ之を娯也十姓香源氏  
 香字信山香小香香を介あて作法あり  
 一 香舎と云ハ香をおくあつてそれをたと云ハ二ッ已  
 けてたる右方をつらひて香をききて之を香の場なり  
 ありて御判して御負をこくるは飲合なりあめく  
 判者ありて御判し御負を定むるもあり又

香ハキ  
ヤラシ

老也本ハ  
三原あ辰  
門人又  
本出辰代

此儀判として之座の人と同一御判するものあり  
 香笑香舎と云の作法の事ハ公家もてハ三原あ辰の事  
 地下もてハ志願院系川流あり志願院の元祖ハ志願  
 系下なる宗信之けハ信氏公より十代めのお軍弟院  
 公の時代の人云系川流の元祖ハ系川常伯也常伯ハ  
 俗名寛永四係 系川力比の人 信名小紅尾三太郎と云一任と号する人なり  
 一 傳と云ハ其面は書ありて記くは字はまてしはハ  
 叶をぬるを口傳とすこれも古やうな事なりこれぬ  
 と云るハ其字も書るなりとハ傳分書てまてし  
 其傳のり後くせさるやうな事なり者あり其面は  
 やすくと書るるをたおみわくして古すては傳とす  
 るハある事なり其の事ハ其口傳を知らる人死すれば

是て傳術  
 のこと  
 秘傳と云  
 及て秘傳  
 の事なり  
 秘傳の時  
 秘傳の  
 秘傳



職負令、  
陰陽寮  
守辰下  
鐘鼓ヲ  
撃率  
之タリ

瀉リ漏るやうに作て其壺の水の中は箒ヲ置るこし壺  
を漏壺ト云そ水を漏水と云そ箒を漏箒と云そ箒  
刻めを付け置くを漏刻と云そ刻めの敷四八刻之  
一時の刻を四刻とも定しる物之は箒を水の中へ置く  
時水漏りて水の子を減るは随て箒の刻止め既より見  
ゆるこ子の時は刻止め一つ見ゆるこ子と云二つ見ゆるこ子  
二つと云以下是も准し知し相し漏刻を司る役人ハ  
陰陽寮と云官の支配り漏刻博士と云役人有りて  
漏刻のゆを司るこ又守辰下と云守辰下と云役人五  
十漏刻ヲ守り居て鐘鼓をうるこ時守と云はけ事之  
右の如く古ハ一時を四刻とも割付るこ今ハ昼夜を百  
刻と定るゆへ一時ハ八刻兼あるこ彼時の鼓ヲ打ツ

明  
三  
月  
一  
日  
一  
貝覆の  
綱敷の  
考  
今

一 教ハ教ハ太教子午の時ハ九ノ丑未の時ハ八ノ寅申の時ハ七ノ卯酉の時ハ六ノ辰戌の時ハ五ノ巳亥の時ハ四ノ打ノ事あり  
一 延喜式の陰陽寮或より之タリ鐘ヲ撞るも之タリ  
一 相忌の事社佛の神ヲ祀る也  
一 方遠の事社佛の神ヲ祀る也  
一 貝覆の指ヲ始洋ありは源平也延喜記卷五ノ云あり  
一 昔西八条ノ推系ノて見れハ馬車取も知れハ某ノあり  
一 花ノ何るヲあらんと思て花ノ同ハれハ寮内者ト云  
一 一ノて昔ノ入道及福系出向の由るも君澤  
一 會令して貝覆の指ヲ始洋之と云ハれハ同也七ノ事ハ  
一 鶴を上げて福系下向と云と云ハれハ七ノ事ハ  
一 天子ハ皇院の由時とハ既ハ貝覆の指局と云

寝殿  
寝間  
床の  
やぐら

一 枕をすする事東枕本或也はあつて東の云出のおとこ  
東の物也あつて東を枕とて陽氣をうくへり  
あつて孔子も東首あり寝殿の志つらひ或南枕  
常のつらひ白河院北首なり寝殿成りつらひ見む事  
也又仲格ハ南之太神交の所方を北海よせさせあつて  
いふと人よりり但太神交の違物ハ北よりみよ向をせ  
あつて南よあつて北よの夜のあつて天子の所寝所也陽氣を  
北首北枕之違物ハ禁中あつて仲格の太神交をせらるるあつて  
あつて南よ禁中より寝殿を白て物もあつて南よ白いあつて  
まこと云ハ尿の異名くそと云ハいやくやくゆめあつて  
古の人ハまこといひ也一休をあつてといふ紙片堪州  
新なる所寝當一休はあつて世法いひやくやくといふは

一 休をすする事東枕本或也はあつて東の云出のおとこ

公内作の  
さよの終あ  
と云々  
まいと云  
のぬりあつて  
まこと云  
一休ハ白  
あつて北  
くろくあ  
あつて北  
アリそ  
寝殿  
寝間  
床の  
やぐら

一 二ト云たをふれ事ありひいあつてと云事之在るを  
三ツツ拵て白玉をさる事之を彼判友知康と云人却身一  
の白敷外一二の上をいふとあつて強倉形給合の婦子  
千手殿 形象あり 一二を不令せられしなり原平盛事記  
卷二十四 公朝時成園東下向の条より





白炭白炭といふはすまきの事 宗一冊に云ふ炭の火焼くは古を  
なく時ハ火を以てをさむ事ありあくらけよりあ  
ちよりつぎしされもあらびをちぬ換ふんぬて  
炭をつむすこと是ハ古くは炭あるゆへにけりあり  
又字子一冊に古語の古語ハ立炭指あてしをけりありの私さむても  
まろとくく時ハ立炭ぬし

一 白炭の事 宗一冊に云ふ和泉守横山と云ふて焼く  
炭よていそ、和泉守横山炭泉別より出之炭  
ノ色白し内裏公方御所前の炭官女自らまきを  
坐之石石匠故、常之者毎日運上まき、末抄巻の  
二十雜の神山の歌の六帖題光俊朝臣、何とく  
いもやけもあつみあるよこや海すとの志ろくもあ

一 田舎の詞を風俗も古代の事の残たるよりまき有き  
多まは多く古風残りこれとも繁華ある古風を  
失ひしるものも民多まき、江戸ハ甚繁華を諸  
人の入交りする不ある友詞も風俗も日よ改まり  
古風を失ひしをやり詞をやり風俗も事あり  
田舎の風俗もまき有り

一 徳政と云ハ唐古よてハ仁政を云仁政とハ天下の諸人  
をあらぬこと恵む政事を云日本よても上右ハ右  
のや、鎌倉御軍の時代ハ徳政と云ハ右の通之東鑑  
の中不も徳政とありを考へし京都御軍の  
時代よあり義政公の比よりを徳政と云ハ人の金  
銀米錢諸道具を借りあつるを返さば我物は

徳ト云ハ  
其物ト云ハ  
付多しと云ハ  
なまこと云ハ  
まじりの  
時を考へて  
あつるは  
とりのの  
とりえん  
別ちまき  
の徳

大の徳を有るは人の徳に猶の龍と云ふは猶のと云ふは利猶の徳を  
人仁義を  
徳の徳に  
人の徳に  
徳の徳に  
人の徳に  
徳の徳に  
人の徳に  
徳の徳に

太平記一  
卷三十三  
徳の徳に  
人の徳に  
徳の徳に  
人の徳に  
徳の徳に  
人の徳に  
徳の徳に  
人の徳に

夜の灯ハ油火布式之禁裏もてハ油火を御らるる也  
灯の事をおとすかぶらと云ふハ大徳油と云ふ  
事ハ大徳と云ふハ内裏の御殿を云ふハ臘燭と云ふ物ハ  
呉もより清り事して後日奉りて作らざれば本  
或はあらば  
トモシテ見タムト云ふハ時辰をウソク有り也

一 関を孔子と書し方例後名の部も記ス

一 徳日と云ふハ本名ハ衰日也衰日ハおとろふ日ト云ふ也  
そ名を忌めて徳日といふくは利事ハ忌むと云ふ似  
これハありのことといふくは月ハ忌む日ト云ふ人  
の生れ年よりしてある日之禁裏お軍ある陰陽師  
西徳日を考へて毎年勘文をなすハ  
禁裏お軍ある  
上より一ハ徳日ハ上より何事も作付られず  
下より何事も作付られず何日を忌む之拾菽抄に生  
年衰日子午ノ生  
丑未生  
寅申生  
辰戌生  
巳亥生  
子年子時誕生ノ人ハ  
子日子時針灸忌之可推知又和氣嗣成朝臣云子年  
生ノ人以丑未為衰日之説所用也奥書ノ説不用也

奥古トハ右ノ子年子時延年ト  
云後ヲサシテ云ナルヘシ

一 關東坂東の事入近江國會坂園ヨリ東ヲ指テ關東ト云

上野ト信濃の坂の碓井ヨリ東ヲ坂東ト云平家物語

母後別當が坂東武者の射を善スル事を云ハルモ是也坂東

八州ト云ハ武蔵相模安房上総下総常陸上野下野是ナリ

後世常陸を除ク五州ヲ加フハ北條氏の領地

時ありしを時常陸ハ佐竹氏の領地ト云小條氏の領地

ト云ハ故除シ之關八州ト云名目ハ此之坂東八州ト云ハ

又東禮ト云ハ關東ト云ハ右ニ云ト異也東鑑卷十七建仁

二年ノ記ニ關東二十八國關西三十八國トアリ是ハ五畿

内東山東海二道の國ヲ加テ二十八州ト云北陸山陰山陽

南海西海五道を合せて三十八州ト云タルあり

一 ひまのし不なりとして日あしよ居てあしと満るるをむけハ

天道なりと云ハ古々著聞集卷二十或田舎人系禽獸の神

よりして作りぬるう宿めて天をたふして居りたり

空燒ト云ハ香煙をいひていづくともなく香

の香のうらををさし是ハ客人の来りし来りしをさす香

香をたきて志めて香煙をい限りて又ハ陰の香をい

よめぬるもいへし兼てそをさすたきと云ハ

蛭喘ト云事古書より云ハ尺素徃來ニモアリオカ五十五

蛭と云虫ヲ捕て腫物の上より膿血ヲ吸ひ出させり

是古代の外科の瘡治し

一 生氣の方ト云ハ四月生するハ卯之方之二月ハ辰三月也

香煙  
尺のり  
くもく  
白のり  
やう  
云ハ  
し  
法

貝原氏カ  
和漢名教  
箱根ヨリ  
以東ヲ坂東  
ト云ハ  
アル後世  
ノ説也  
關東ト云  
ト云ハモ  
アリモ  
又山  
説ナリ

四月八年以下準し初し

書籍の神

神は家流の書よりなりたるものもあらん  
すて古本なるものなりを記すことありあき若元の  
所より出たるもの

一 武家の故実記 たる者大双紙と名付たる書一京有り

鐘食実記の今川大双紙ト云ハ今川伴能登の作也貞世法名○宗五大双

紙ト云ハ伴能登の作也法名宗五ト云宗五大双紙一名

大双紙ト云ハ大能伴能登高氏の作也高氏法名常真ト云大能

伴能登の作也法名宗五ト云宗五大双紙一名

三 海一統大双紙ト云ハ今川少室宗俊抄の之次ハ云々

一 記一書と云又ハ大双紙と云ハ云物一冊有り

三 議一統ハ義満公の法代少室宗俊の書也

大吏氏親伴能登武家書満忠ハ三人ノ書也

故実記ノ  
一 名大平後  
平ト云

義満公所代日記

中折三ヶ所してあり

川仲古書世

其見一考たり

代族モ多ク

ト云ハ正

家改定

知老人ハ貞世

満忠一本ニ

憲忠トアリ

憲忠モ伊

塔氏ノ先祖

ニ無ク

てありきたる故に誤一統と云り一を書の序文より  
の書抄將軍家への作を兼て撰ぶる書とハるるに  
自身の覚えと云ゆるに上義満公所代今川了兼氏  
札付抄武家書満忠といふ人あり其の今川ハ仲古書  
貞世仲古ハ仲古書貞信といふて其後一統といふを  
知るしあり少くは彼古の序文と三統一統と云頭号ハ後  
の作也し彼古の本文ハいつゆも古本に書と云る用  
之べき也也との書の頭号南家法集三統一統大双紙下アリ  
いふある古籍も是れ長き頭号の古ハあるまじきこと  
元来ハ南家法集と斗り云るを後ハ三統一統といふ  
程をこらして古本に云はる長き頭号もあつて

一 弘安礼節と云ふ書ハ今抄院後中多院所代弘安年  
中中上皇龜山院の定めあり一礼法もて院中の公  
家より禁中へ對しての礼法之其書の内の書札の  
礼法をえて武家の古札の法或は云て論する兵  
あやまり也武家ハ武家の法武あり

一 虎の巻と云ふ一名ハ三巻といふ是ハ源義經朝臣鬼一法  
眼より受傳くられしと云傳り今世ハ傳る虎の巻  
といふは義經の古傳の書もてハあるまじきこと似せの  
ぬ一ハ云はげハ世ハある虎の巻を云ふは云々符字  
を介するといふの程あるもの云を古のせて軍陣の用  
まじりて書きしハ一もあり古の奥ハ傳来の系図あり  
其系圖の連名の同出家の名多しそれハ就て考るなり

太平記  
乙亥惠  
ノ作ナリ

書の一休と云ひ今平紙ハ出家の信作一しる書あるし  
信用一筋書き書ノ用又たさるる書あり

一庭訓往來ノ種若石時代の人玄惠預念時代の信法平の作也尺素往來ハ

京都將軍時代の人一糸梅政兼公の信作也節用集又

下字集あども玄惠の作と云今分の節用集ハ後の人増城より  
在惠し云長年中抄行の古ハ

節用集の之々の俗也平書もあどもお九ハ皆信抄あども

事多し葉紙物紙の類も古代のおハ信抄あども

古事事考る助けあども成あどもてたあどもりある記録あどもハ益後

たうとらうし

一義人ビシヤウ物と云書何りあども是多あども候あども後書あども古忠あどもがあども小あども系あども及あども一あども馬

のあども忠あども實あどものあども中あども書あども也あども寛あども而あどもああどものあども記あどもたあどもるあども一あども名あどもをあどもだ

信忠あども實書あどもと云あどもけあども書あども平あども紙あどももあども出あどもりあどもりあども儀あども以あども事あどもと

一書物ハかゝる紙あどももあども何あどもれあどももあども夥あども多あどもらんあどもれあどもハあどもんあども多あどもんあどもとあども知

意あどもを増あどもすあども也あどもああどもるあども信あども字あども文あどものあども族あどもハあどもかあどもるあども紙あどもああどもとあどもをあどもハあども嘯あどもり

ああどもれあどももあどもさあどもらあどもるあどもハあども信あどもこあどもうあどもああどもるあども紙あどももあどもよあどももあどもさあどもらあどもるあどもハあどもいあどもふあども物あどもも

何あどもりあどもハあどもんあどもずあどもりあどもてあども打あども至あどもくあどもハあどもおあどもしあども事あどもと

一書おハ正説を書たあどももあども有あどもりあどもいつあどもりあどもをあども去あどもしあどもるあども者あども何あどもや

まあどもりあどもをあども去あどもたあどももあども有あどもりあどもそれあどもをあどもんあども分あどもらあどもるあどもハあども書あども物あどもをあどもああどもむあどもし

ひあどもろあどもくあどもよあどももあどもさあどもらあどもるあども知あども意あどもああどもるあどもああどもれあどもハあどもんあどもをあどもけあどもらあどもたあどもし

善あどもくあども書あども紙あども信あども也あどもをあども書あどもああどもるあどもハあども志あどもうあどもとあどもとあども子あどももあどものあどもあり

能あどもくあどもんあどもをあどもけあどもてあどもんあども信あどもされあどもバあども用あどもはあどもまあどもぬあどもしあども平あども亮あどもハあども生あども得あども智

意あどものあどもさあどもしあども事あどもハあどもああどもらあどもされあどもハあどもんあども分あどもらあどもるあどもハあどもめあども純あども一あどもされあどもた

多あどもくあども書あどもをあどもんあどもれあどもバあどもそあどもカあどもをあども大あども概あどもハあどもんあども分あどもらあどもるあどもし

一秘書と云物あどもハあども信あどもりあどもハあどもんあどもせあどもさあどもらあどもるあどものあどもああどもれあどもとあども紙あどもをあども書あどもる

杖桑見聞  
 私記ハ大に  
 廣元ノ記  
 其序ニテ  
 廣元ノ各ラ  
 記ニテ然  
 シ其書  
 ニ記セル  
 廣元ガ在  
 生ノ時代  
 コリ百年  
 中リ後

今ハおまじゆ多クして書キ写サすべしと云々  
 月も人の家も其書何れハ去邊へうせざるや  
 して後世も傳ふるにあまり、おみくして人  
 写させざる時ハ卯又類ありゆへに書傳多事あり  
 藤九節盛長記と云書あり、杖桑見聞私記と云書  
 有り、是見聞私記ハ大江廣元ノ作と云右書事  
 年代のお違もあり、右實をも知らぬもの、みどり  
 傳作一、書  
 有徳院様ハ吟味成りゆ傳書ニ宛りたる又信長記  
 の中甚傳多事、由大久保左衛門忠教ノ家記ニ云々  
東武家ノ人ハ世ノ傳書も多ク、古書ノ抄又作りて  
 古書もあふたる抄多し、まじりも傳作しりし、我ガ

書ヲ用  
 名ノ下  
 ニリ、是  
 以テ全篇  
 傳作ナル  
 フ知ヘシ  
 之貞ノ棟  
 桑見聞  
 私記辨  
 傳ト云  
 古ラアラ  
 ハ中リ  
 ルベシ

身性学ありて眼明りありされハたあらざる  
 事あり、公家武家ノ友實ノ書も右ノ類多し、此  
 世軍者といふもの、この書ハ甚奇説傳作多事、池  
 田一、或伝ハ源義經ノ虎ノ巻と云ハ大公堂ノありたりたる  
 六韜ノ書也云々の、中ノ虎韜ノ巻をいふ、今ノ世  
 目六韜ノ書板行して書物なるともあれとも義經  
 の時多ハ板行あり、世々甚珍らしき、友鬼一法  
 眼秘一、て人よんせさりしを義經ひそくは盗こし  
 て虎韜ノ巻なり、写しころぬいしを虎ノ巻と云と  
 ぞけ流ハたとはる、厚手抄一、あり  
 一、鎌倉年中行事と云書ハ頼朝實朝將軍家ノ事な



記しる書にあらば足利及の代鎌倉の所新基氏  
の家の中事成氏の時の人書きし書之基氏ハ  
尊氏ハの二男よて義詮公の中

一 犬追物秘  
記ハ核桑  
又中記  
の核桑  
偽作物

犬追物秘記と云書二冊板行あり三浦叔上信女あるの  
作としてその書の末に右の人連名有り是たある偽り  
物之犬追物の古書の切れをいを少くを集めて述の  
の人影に作意を交えて綴たるゆへ古法ゆも有て之を  
るを偽るといやうと出さる物之又徳大寺家犬追物し書と  
云物を是ハ正保年中武列を陸奥王子村めて徳謙  
薩摩より強行したる犬追物の作法を以て鎌倉  
朝時代の事し作りあり射を換ふを介も皆鎌倉  
時代の武士の名を用ひてこころよく異と云書ハ徳大

寺家の秘書ある由記たり大なる似せ物之これ等の  
偽書を知らざればして惑ふ人多し歎くべきこと  
一 めのものさしと云書有り京都將軍時代の書あり  
ある家此めのと云くそし娘名之集りて書之と  
中傳ふるそ言女のいすめ又女房の友実をうきたる  
物之善きと云

一 徳謙十郎在久慶り記たる犬追物の書一巻をそ書  
朝朝時代の犬追物のるを書たり徳島もあり甚し  
うし書之偽書ある一陸射秘核の序中犬追物の  
鎌倉の右大臣実朝の子の時徳謙の子の由ん徳謙の子  
物之頼朝の時犬追物ハある事し書之偽書あるの時也  
一 布衣記と云書ハ永仁三年八月徳家の青侍北面等二十



あるべきと疑ふたといふ本疑本トある本の字と  
うしうし

一 書物の文云々 卷の事有り 處の名 武藏 山城 何郡 何里

唐人の名 方は朱引 八字 羊在 方ニ朱引 也 官の名 大政大臣 宰相 名を云官の名ハ 人々の名 孔子 孟子 韓非 李斯 東漢 傅 諸 著して書物

他ノ名ハ字 ノたのワキニ 朱引スルニ 以外ニ朱引 スルハナシ 書の名 論語 木牛 東漢 傅 諸 著して書物 年号

又漢唐 史元明 右ノ名ハ ナト云 右ニ引スル

「右所申ハ人の名たこそ官の朱引とくひて知し」

「二ツハ中の朱引ハ物の本た二ツハ年号と云ふ」

「右所申ハ人の名右官中二ハ書の名た二ハ年号」

一 書物ハ篇章句讀と云事有り 篇とハ部を云

ありノ章とハ一條を云一篇の中ニ幾ヶ条モアリ 句とハ

一條の内の句切りめし讀とハ一句の内のめしことばをよ

きるを云し始より終まで事の定をいひ返すを章

と云そ章をあつめたるを篇と云長こと事事をい

ゆよんのされを句と云一句の中こそ其のナとむの

じうれめしを讀と云書物ニ朱引付るは句の亦ハ

傍に丸を付け續の亦ハ字の亦の亦の中は丸を付け

きとハ古今集の序ありハ「やまや歌ハ人の心をし

くしてよるものことれまといふと云ふなりル

句讀点ノ形の亦ハ圈ト云句ニ圈ト用ユナラハ讀ニ批点ヲ用ヘト如ク

スレハ句ト讀トニキレズシテヨシ

一 書籍ノ序跋凡例と云るハ有序といハ書籍の字

初めありけ書ハ何もの日けは後て書あつめらるるといふ  
子細をいひのて言らる文を序と云ふ跋と云ふ書  
籍の終りあり書籍の事ハ凡例と云ふ一書の色  
換の例をたしとらるを云ふ是ハ此あるにけあるといふ此也  
也彼ハ此子細あるといふ此記也と云ふ一こととらる  
のてて讀者ハ其書の大さをらん好さする為よ書クを  
云ふなり

一 内典ナイデン外典ゲテンと云ふより佛書を内典と云儒書を  
外典と云ふこれハ出家の方めていふ詞也

一 歌書カキハ歌をたたる前ハ何ものよりゆかりてけふ歌  
よきしりといふことより出をバ事書コトガキといふ詞書コトガキ  
前書カキありて後書カキありて田舎人ハ詞書前書ありて云

一 校合ケガウとも校讎ケゲンとも校正カウセイとも云ハば書と彼出ト同ノ類本  
をあせてあ方をいくらべて違たるをいハば方のを  
書入てあはるを云ふ

一 著述チヨクとも編輯ヘンとも云ハ書籍を作りあはるを云ふ  
註とも解とも釋とも云ハ皆書籍の文句の知れぬ事  
をいひるをいして傳釈を出あはるを云ふ註解  
註釈とも註疏とも云ふ

一 抄セウと云ハ抜書ヘキ又註解のりきを抄とも云ふ  
一 書籍を成巻と云ふ又卷之一卷の二あるを云ふハ上古  
ハ紙ありし故竹をとりてたはありて油をぬきて  
そより竹ゆるるしめて文字をとりて韋カシにてあ  
つてて巻を成りて成巻といひ又一篇二篇と

いふもあつて至しぬ之<sup>後</sup>海<sup>の</sup>あむと<sup>も</sup>む之<sup>書</sup>籍<sup>を</sup>作  
る<sup>の</sup>を<sup>書</sup>ラ<sup>あ</sup>むと<sup>も</sup>在<sup>の</sup>り<sup>の</sup>より<sup>起</sup>り<sup>た</sup>る<sup>こ</sup>と<sup>を</sup>  
其<sup>後</sup>紙<sup>を</sup>つ<sup>ま</sup>て<sup>巻</sup>物<sup>を</sup>す<sup>ま</sup>む<sup>右</sup>の<sup>巻</sup>を<sup>写</sup>す<sup>の</sup>に<sup>し</sup>る<sup>こ</sup>  
巻<sup>物</sup>は<sup>よ</sup>む<sup>付</sup>くり<sup>ひ</sup>ろ<sup>け</sup>て<sup>飲</sup>り<sup>け</sup>り<sup>の</sup>に<sup>友</sup>を<sup>り</sup>存<sup>す</sup>  
さ<sup>ら</sup>う<sup>こ</sup>と<sup>ち</sup>存<sup>あ</sup>れ<sup>ど</sup>も<sup>行</sup>者<sup>の</sup>越<sup>ら</sup>ふ<sup>て</sup>歳<sup>巻</sup>長<sup>巻</sup>の<sup>一</sup>  
あ<sup>ら</sup>は<sup>し</sup>る<sup>こ</sup>

一 書籍を書かば写すに本古とあり遠近を辨し抄よ文字をも  
他名をも写すべし一本書は書法とんあつてもそ海に  
写しぬし一抄本の同書を求免はしてゆくつてあつ  
て一我推考を以て本書の文字を書きて写すを  
あつたらしめ我推考の考へを以て文字の傳ふ朱を以て  
考加つるを以て

一 善經記の作者詳あらず甚古乎書くは我抄録ハ比叡山  
の傍の作之これひと親王<sup>亮</sup>のりの条は<sup>和</sup>い<sup>の</sup>りの<sup>師</sup>  
ハ<sup>日</sup>山<sup>の</sup>ぢ<sup>り</sup>と<sup>ま</sup>よ<sup>忍</sup>子<sup>亮</sup>と<sup>く</sup>己<sup>志</sup>や<sup>う</sup>と<sup>あ</sup>ら<sup>う</sup>と<sup>く</sup>  
知<sup>る</sup>べし<sup>但</sup>作者<sup>の</sup>名<sup>ハ</sup>知<sup>れ</sup>ず<sup>源</sup>平<sup>盛</sup>長<sup>記</sup>ハ<sup>葉</sup>室<sup>大</sup>納  
言<sup>時</sup>長<sup>の</sup><sup>勸修寺良門</sup><sup>十三代</sup>の<sup>孫</sup>の<sup>作</sup>也<sup>平</sup>家<sup>物語</sup>ハ<sup>信</sup>長<sup>前</sup>日<sup>行</sup>  
長の<sup>作</sup>也<sup>太</sup>平<sup>記</sup>ハ<sup>玄</sup>惠<sup>法</sup>師<sup>薬</sup>師<sup>寺</sup>法<sup>帝</sup>の<sup>末</sup>の<sup>作</sup>  
也<sup>保</sup>元<sup>物語</sup>平<sup>治</sup>物語<sup>作者</sup>ハ<sup>知</sup>れ<sup>さ</sup>れ<sup>と</sup>も<sup>あ</sup>ら<sup>ず</sup>  
書<sup>く</sup>ら<sup>や</sup>の<sup>右</sup>手<sup>抄</sup>録<sup>の</sup>影<sup>ハ</sup>鏡<sup>抄</sup>ハ<sup>あ</sup>ら<sup>ず</sup>  
の<sup>考</sup>あ<sup>ら</sup>は<sup>し</sup>る<sup>に</sup>用<sup>る</sup>事<sup>多</sup>し

一 唐土の書ハ四書五經史記漢書を以て始として夥しく  
ありて、少くあらず、其の中又年々唐土よりも傳り來る者  
あり、其の書ハ不足ある事多し、日本古代の書ハ其の書

乱中焼うせし友志不足之文庫の事を知たるお知の人  
ハ多かれとも日本の事を志りたる物知りハ少し日本  
生れてハ日本の古事古實を知るた事日本  
上古の正史旧記ハ日本書紀（古史記）古史記古語拾遺  
續日本紀日本後紀續日本後紀（交）徳実録三代實録  
類聚國史（又）又世継物語（續）世継物語神皇正統記  
日本紀畧帝王編年記の類も實録也林表法武の古  
延喜式儀式律令格式西宮記北山抄江家次第雲圖  
抄等之官位の友実ハ官職秘抄職原抄百寮訓要抄  
等之装束の友実ハ後照念院殿装束抄雅女装束抄  
飾抄（桃花葉）辰翰装束抄三条装束抄等之  
古書ハ取らざりとも古史を好む

今や世に交りて求めせよ珍しき古史もあつた  
より入るものハ武家史の旧記ハ東鑑ハ實録之類  
の日記之室所記室所日録等も京都將軍の實録之  
又古の古史録も似せて偽り作りたる書も有り能く辨  
てんべし又禁中の友実ハ禁秘抄侍中群要公事  
根源後醍醐院年中行事同日中行事あり拾芥  
抄りも色々の事有りけ外古書形限りも有りる也  
る

一 高志ゆき書と云ハ寛正年中の比の人多矣其後考る者  
少き事也ゆき書ハ古史抄之類ハ其の友実を記す可き  
書之後の人義人等も名つきたり符書を義人の如く  
秘蔵してしるせんせし上はわんよも名付しりと我云







一 江原武禮又大系等又和語諸錄餘實記義經勲功記

等の新舊傳書之存実の考つて用ゆへくは

一日記と日々記ヒニツキとハ別の事之日記ヒニツキと云ハ表立考る事を

記して後院の存よ記せるを云向々記と云ハその日々の時

雨を姑め雜事を記せるを云湯湯殿上之日記ヒニツキ

ひまろヒマロ記と云ハひまろヒマロと云ハ湯湯殿の上を友

女の平ヒラのりノリのりを記せし別の文と云へりされは

川親元カハチノミト記せし殿中日々記ヒニツキといふ即そ日々の事を

記せし由ヒヨウ日々記ヒニツキありや日々記ヒニツキト唱へりて日ヒニツキ記と

云へるあり

一 八廻ヤチノマ日記の事大進物の矢沙汰を記せし書をさして

八廻ヤチノマ記又八廻外記ありといへる之れ八廻ヤチノマといへるハ

何れと案ずるハ八の字ハ假字ありて矢の字ハ

大進物の繩ヒナ射ヒナする矢の落ヒナるを矢沙

汰ヒナする由ハ矢廻りヒナといへるあり

此記を我子孫家傳の古書をつる便もあれ也  
又くよ故交同をれたらん時よ返言のたすけも  
なれうと書集めなく也不<sup>レ</sup>又願書を加え  
るハあ<sup>レ</sup>より返<sup>レ</sup>書入れ<sup>レ</sup>こ<sup>レ</sup>子孫の法書し  
改免も願書をも本文の中よ出入<sup>レ</sup>け書ハ  
寶曆十三年癸未の二月十日より書初て日  
月よ書付けてハ<sup>レ</sup>書<sup>レ</sup>を止る<sup>レ</sup>か我余の  
あ<sup>レ</sup>ん限りの書法けんと思ふあれハ<sup>レ</sup>初<sup>レ</sup>のち  
よハ法書と<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>あ<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>子孫うる<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>く  
書あり<sup>レ</sup>し

又云一事を不<sup>レ</sup>記<sup>レ</sup>する<sup>レ</sup>多<sup>レ</sup>し  
よせあつて不<sup>レ</sup>記<sup>レ</sup>する<sup>レ</sup>多<sup>レ</sup>し

上

伊勢平氣自史

四

